

下関市立大学大学院学生の学部科目講義履修規程

平成19年4月1日

規程第69号

改正 平成27年2月26日規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第20条の規定に基づき、下関市立大学経済学研究科（以下「大学院」という。）学生の下関市立大学経済学部講義科目（以下「学部科目」という。）の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修の条件)

第2条 学生が学部科目を履修できるのは次の各号にいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 大学院での講義・研究のため、学部科目を履修することが必要と演習担当教員が認めた場合
- (2) 下関市立大学教職課程履修規程（平成19年規程第60号）第6条の規定により履修する場合

(申請)

第3条 学部科目を履修しようとする学生は、演習担当教員と協議の上、学部の各学期の履修登録日までに、別記様式に定める申請書を大学院研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(履修許可)

第4条 研究科長は、学生から学部科目履修の申請があった場合は、大学院学則第20条第2項の規定による学長の承認を得た後に、これを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により履修の許可をしたときは、該当者に対し履修許可の通知を送付しなければならない。

(履修登録)

第5条 学部科目の履修が承認された学生は、別に定める履修届を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

(単位認定)

第6条 単位認定については、下関市立大学履修規程（平成19年規程第57号）第13条の定めのとおりとする。

(その他)

第7条 学生の学部科目履修についてこの規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 18 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

